

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】(法第八条の三第二項 法第十五条の二の三第二項)

施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物) イ)処理した廃棄物の種類及び数量

[illegible]